

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－21 (27. 8. 11)	福祉保健	<p><b>指定介護施設の事業に係る県条例等について</b></p> <p>▶<b>陳情の理由</b></p> <p>(1) 介護施設に係る不適切な経営実態の発覚          去る本年8月5日付の鳥取県のプレスリリースや報道で明らかになったとおり、県中部に事業所を置く指定介護予防通所介護施設（以下、単に「施設」という。）において、不適切な介護報酬の算定・請求がなされており、また、施設から、建築基準法に基づいてなされるべき特定行政庁（倉吉市建設部建築住宅課）に対する用途変更の確認申請に係る完了届が提出されていないなど、ずさんな運営の実態が明らかになっている。</p> <p>さらに、平成26年11月頃から行われた施設の改造工事について、県条例に定める基準に抵触するものであったという。</p> <p>県は、上述のような事態を踏まえ、平成24年12月4日、平成25年6月27日、平成26年7月24日、平成27年5月29日に、幾度にわたって実地指導を行ったが、指導しても同様の不備が繰り返されてきたという。</p> <p>そこで県は、条例の規定に基づき、指定基準の遵守等について改善勧告を行ったが、施設は期間内に改善を行わず上記報道発表に至った。</p> <p>(2) 改善勧告事項について</p> <p>イ. 利用者に対し利用料が誤った額で請求されていたこと。          ロ. 1日中、居室のベッドで寝ているはずの利用者が、通所介護利用として算定されていたこと。</p> <p>ハ. 建築基準法令不適合</p> <p>上記のイに関しては、利用者の一部負担額のみならず、公共のお金である介護保険からの支出もあるものであり、利用実態に沿った適切な算定及び請求がなされるべきことは、言及すべくもない。</p> <p>ロについては、本来、介護予防施設というのは、利用者が可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むのがベースにあり、その補助として、通所によって機能訓練等を行うことが、本来的な施設の任務のはずであるが、恒久的に入所するのは、</p>	足羽 佑太 (倉吉市)

本来の施設の性質を履き違えたものであると断ぜざるを得ない。

ハについては、平成27年5月17日発生の川崎市簡易宿泊所火災などのケースもあることから、建築基準法等の関係法令に適合した施設であるべきことは、当然のことである。

### (3) 問題意識

ここで問題とされるべきは、何度指導しても同様の不備を繰り返す施設についてはさることながら、そのような施設について、4年間も事実上経営をできてしまう実態なのだろう。もっと早期に、事業所名の公表や、もっと強い行政指導が行えていれば、また、もし可能であれば、指定の取り消しなども行えていればと思うのである。現在5年の更新を、もっと短い周期にしたり、条例に罰則の導入を検討するなど、改善も必要だと思う。

介護保険法（以下、単に「法」という。）や鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下、単に「条例」という。）の制度趣旨・保護法益は、要介護状態となり、介護や看護、療養等を要する方について、その方の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための保健医療サービス・福祉サービスに係る給付を行うことで、国民の保健医療・福祉サービスの向上を図ることのはずである。であるのに、誤った請求や基準に適合しない運営が4年にわたって常態化している現実には、看過しがたい。

県は、先に、いわゆる「お泊りデイ」に係るガイドラインの策定をしたところであるが、他にも同様の問題施設がないか、注視していく必要がある。

認知症や病気などで「声」を上げにくい高齢者のサポートをする施設が「ずさん」な運営をしてしまった場合、結局、その不利益は、高齢者の生活に及んでしまう。彼ら彼女らを守り、救ってあげられるのは、行政しかいない。しかし、その行政が現行法令上強く出られず、悪徳事業者を指定解除できない、野放しにしなければならない現実があり、このような現状は、何とか改善してもらいたい。

介護事業は本来、ままごととか、お遊び、一部事業者のためにあるものではないはずである。生身の人の命がかかっている。人の大切なお金がかかっている。誠実な人に、まっとうな運営

がしてもらえよう制度の確立を切望する。

▶陳情の趣旨

- (a) 主位的陳情事項として、法及び条例の理念・趣旨に従った運営をなさない事業所がある場合、その改善勧告・改善命令、事業所名の公表をより短いスパンで実施し、それでもこれに従わない事業所については、指定の取り消しを速やかに実施すること。条例について、罰則の導入を検討すること。
- (b) 介護事業所の指定に係る更新について、現在よりも短い期間での更新を行い、従前より素行不良の事業所については、更新の拒絶等を行う方策を検討すること。
- (c) 上記に加え、副位的陳情事項として、素行不良の施設について、法第 77 条に基づく「指定取消」の要件を緩和すべく、意見書等によって国に働きかけること。